

MGシャーシ改造費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、冷凍冷蔵コンテナ輸送に必要なMG（Motor Generator：発電機）シャーシを整備する運送事業者に対し、大分県ポートセールス実行委員会（以下「委員会」という。）が予算の範囲内でその経費の一部を補助することにより、大分港大在コンテナターミナル（以下「大在CT」という。）の取扱貨物量の増大に寄与することを目的とする。

(補助期間及び補助件数)

第2条 本補助は平成29年度から3年間実施し、各年度1台、計3台の整備に対し補助する。

(補助対象事業者)

第3条 補助の対象となる事業者は、県内に事業所を有している運送事業者であること。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助対象経費は、既存のコンテナシャーシをMGシャーシに改造する費用（MGの購入費用、コンテナシャーシへの取付費用、MGの輸送費用）とし、補助対象経費に補助率2分の1を乗じて得た額（千円未満切捨て）を補助金の額とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者は、平成29年度は10月末までに、次年度以降は6月末までに、MGシャーシ改造費補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付し、委員会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

(1) 登記事項証明書

(2) 購入するMGの概要がわかる書類

(3) 整備に要する費用の根拠となる書類

(4) 改造するコンテナシャーシの写真

(5) その他会長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請書を提出するに当たって、事業実施主体において、当該補助金に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助条件)

第6条 補助金の交付決定に係る補助条件は、以下のとおりとする。

(1) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、MGシャーシ改造費補助事業中止（廃止）承認申請書（第2号様式）を会長に提出し、その承認を受けること。

- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに会長に報告し、その指示を受けること。
- (3) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (4) この補助事業によって取得した財産（以下「財産」という。）は、会長の承認を受けないうで、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保の用に供してはならないこと。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合は、この限りでない。
- (5) 財産は、財産管理に関する書類を整備保管し、当該補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従って、その効率的な運用を図ること。
- (6) 財産を処分しようとするときは、あらかじめ会長の承認を受けること。ただし、大蔵省令に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合は、この限りでない。
- (7) 会長の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を委員会に納付させることがあること。
- (8) 第5条第2項ただし書の規定により補助金の交付申請をした場合は、第8条の規定による実績報告書の提出時に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告すること。
- (9) 第5条第2項ただし書の規定により補助金の交付申請をした場合は、第9条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、その金額（前号の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）をMGシャーシ改造費補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書（第3号様式）により速やかに会長に報告するとともに、当該金額を返還すること。
- (10) 整備したMGシャーシは、大分県内の事業所に配置し、自社で当該シャーシを使用すること。また、大在CTの貨物輸送を優先して行うこと。
- (11) その他、この要綱の定めに従うこと。

（交付決定）

第7条 会長は、第5条第1項の交付申請を受理したときは、その内容を審査した上で交付金額を決定し、MGシャーシ改造費補助金交付決定通知書（第4号様式）により補助対象事業者へ通知するものとする。

2 補助件数を超える申請があった場合は、次により補助対象事業者を決定する。

- (1) 他港を利用している冷凍冷蔵コンテナ貨物の大在CTへの集荷計画を有している事業者を優先する。
- (2) 前号に該当する事業者が複数ある場合、貨物量や進捗状況等を総合的に判断し、会長が補助対象事業者を決定する。

3 交付決定は予算の範囲内で行うものとし、予算の範囲を超える場合は、予算額を交付決定額とする。

(実績報告)

第8条 補助対象事業者は、事業完了日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度終了後20日以内に、MGシャーンシ改造費補助金実績報告書(第5号様式)に次に掲げる書類を添付し、会長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の支出証拠書類
- (2) 整備中及び整備後の写真
- (3) その他会長が必要と認める書類

(額の確定)

第9条 会長は、前条の実績報告を受領したときは、その内容を審査した上で交付金額の確定を行い、MGシャーンシ改造費補助金の額の確定通知書(第6号様式)により補助対象事業者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第10条 補助対象事業者は、前条の通知を受けたときは、速やかにMGシャーンシ改造費補助金交付請求書(第7号様式)を会長に提出しなければならない。

- 2 会長は、前項の請求書の提出があったときは、当該請求書を受領した日から30日以内に補助金を交付するものとする。

(決定の取消し等)

第11条 会長は、補助対象事業者又は既に補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができるものとする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載等不正な行為があったとき
- (2) 前号に掲げるもののほか、この要綱に違反する行為があったとき

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に係る必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年9月1日から施行する。